

一般財団法人富山県バスケットボール協会審判委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程第20条第1項第6号に掲げる審判委員会（以下「本委員会」という。）について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 バスケットボール競技規則の周知徹底、審判員の発掘と養成及び各種大会の運営協力にあたるほか、バスケットボール審判員が審判活動を通して、技術の追求や審判員相互の融和を図り、もって審判資質の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 審判講習会の開催
- (2) 公益財団法人日本バスケットボール協会公認審判員の審査
- (3) 公認審判員のライセンス更新等の協力
- (4) その他目的の達成のために必要なこと。

(組織)

第4条 本委員会は、審判員及び必要と認める者をもって組織する。

(事務局)

第5条 本委員会の円滑な運営及び会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な担当者を置くことができる。
- 3 事務局長及び必要な担当者は、委員長が任命する。
- 4 事務局長は、委員長の指示に従い庶務会計を統括し執行する。

(会議)

第6条 会議は、スタッフ会議及び正副委員長会議とし、委員長がこれを招集する。

(スタッフ会議)

第7条 スタッフ会議は、委員長、副委員長、委員、事務局長等をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 第3条に規定する事項
- (2) その他本委員会の運営に必要な事項

(正副委員長会議)

第8条 正副委員長会議は、委員長、副委員長及び事務局長で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 本委員会の委員候補者の選定
- (2) 北信越ブロック大会等における審判派遣に関する事項
- (3) その他必要な事項

附 則

この規程は、平成28年4月9日から施行する。